

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年7月12日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局港営課

電話番号 054-353-2208 F A X 054-353-2209

3 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 清港営第18号
- (2) 調達物品及び数量 海上清掃船（鋼製小型船舶） 1隻
- (3) 調達物品の特質等 仕様書による。
- (4) 納入期限 令和2年3月18日
- (5) 納入場所 静岡県清水港管理局

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「船舶・航空機」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 国内で使用する船舶（鋼製）を建造した実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。）を有する者であること。実績を確認する資料として契約書の写し及び建造した船舶の内容が記載されている書類（仕様書、設計書、図面の写し等）を「様式第1号 入札参加資格確認申請書」に添付のうえ提出すること。
- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (6) 次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(7) 当該船舶の設計業務の受託者（一般社団法人 日本船舶設計協会）と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、当該物品を納期限までに納入できることを証明する書類（「様式第3号 納入確約書」）を上記2に提出しなければならない。

提出期間は下記7(1)の期間と同じとする。

6 入札手続きに必要な書類（設計図書等）の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和元年7月12日（金）から令和元年7月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

静岡県清水港管理局のホームページ上にて配布する。

アドレス：静岡県清水港管理局HP <http://www.portofshimizu.com>

(3) 配布方法

ホームページからダウンロードするものとする。

7 入札参加資格の確認等

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び申請書に添付する入札参加資格確認資料（以下「資料」）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は資格有無の確認を受けた結果入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和元年7月16日（火）から令和元年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし最終日は午後4時まで

(2) 提出書類

次のアの書類を2部、イの封筒を1通、持参又は郵送により提出すること。アの書類については電送によるものは受け付けない。

郵送により提出する場合は提出期限内必着のこと（期限内に到着しなかった場合には入札参加資格確認申請書は受け付けません。）。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

入札参加資格確認資料として以下の書類を添付すること。

- ※ 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「船舶・航空機」の営業種目について競争入札参加資格を有することを証した書類の写し
- ※ 実績を確認する資料として契約書の写し及び建造した船舶の内容が記載されている書類（仕様書、設計書、図面の写し等）

イ 定形封筒（入札参加資格確認通知書の送付用。簡易書留料金を含む切手392円貼付）

(3) 提出場所

上記 2 に同じ

(4) 入札参加資格の有無の確認及び通知

入札参加資格の有無の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年 7 月 22 日（月）に郵送にて通知（様式第 2 号入札参加資格確認通知書）する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書及び資料の差し替え、再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和元年 7 月 25 日（木）午後 5 時までに書面（様式自由）を持参又は郵送により提出しなければならない（期限厳守）。提出先は、上記 2 に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和元年 7 月 30 日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

9 設計図書等に対する質問受付

(1) 本入札に参加を希望する者は、入札執行者に対して設計図書等の不明点について説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) (1)の説明を求める場合には、令和元年 7 月 23 日（火）午後 5 時までに書面（様式自由）を持参、郵送又は F A X により提出しなければならない（期限厳守）。提出先は、上記 2 に同じとする。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和元年 7 月 25 日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年7月31日（水）午後2時00分

(2) 入札執行場所

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局 5階団体会議室

(3) 入札方法

入札執行場所において入札書（別添様式第1号）を提出すること。

電送又は郵送による入札は認めない。

(4) 入札保証金 免除

(5) 契約保証金 免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は「物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書」において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(9) その他

ア 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。

イ 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

ウ 入札執行に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（様式第2号 入札参加資格確認通知書）を入札執行場所へ持参し、提示すること。

エ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札執行回数は、2回を限度とする。

11 契約書の作成

(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。

(2) 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

(3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記

名して押印し、さらに契約締結権者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

12 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 入札手続、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 照会窓口は、静岡県清水港管理局港営課（電話054-353-2208）とする。
- (4) 現場説明会は行わない。